



「雇用保険法改正に伴う給付金関係等の説明会」

令和6年5月に雇用保険等の一部を改正する法律が成立し、令和7年4月より施行される部分の概要等についての説明会です

【内容】

- ①自己都合離職者の給付制限の見直し
- ②教育訓練中の生活を支えるための給付の創設
- ③育児休業給付を支える財政基盤の強化
- ④育児時短就業給付金の創設
- ⑤出生後休業支援給付金の創設
- ⑥高年齢雇用継続給付金の支給率変更
- ⑦育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更 等

この度、ハローワーク古川へ講師を依頼し、各事業場殿の経営層や人事労務担当部門の管理者・実務スタッフを対象とした説明会を企画いたしました。

事業場によっては、就業規則や規程類の改訂等に反映する必要があると判断しております。年度初めでお忙しい中ではありますが、是非、説明会への御参加をお勧め致します。

1 開催日時・開催場所

開催日時：令和7年4月22日(火) 14:00～16:00

場 所：大崎建設産業会館 2階大会議室

大崎市古川旭4丁目3-24 TEL:0229-22-0718

〔※駐車場は南隣の大崎市総合体育館駐車場をご利用ください〕

2 受講対象

事業場の経営層、人事労務担当部門の管理者・実務担当者

3 講師

講 師：ハローワーク古川

雇用保険適用課 様

4 参加料と定員

費用：無料 定員：80名（先着順で定員になり次第受付終了）

5 申込方法と申込先

次頁の申込書へ必要事項を記入の上、宮城労働基準協会 古川支部へmailまたはFAXにて4月11日(金)までに申込みください

『雇用保険法改正に伴う給付金関係等の説明会』 参加申込書

宮城労働基準協会 古川支部 行き

締切日:4月11日(金)必着

申込方法:下記のメールアドレスまたはFAXへ送信

事業場名	
所在地	
TEL	
FAX	
連絡担当者部署名	
連絡担当者氏名	

【参加者】1社あたりの人数制限はありませんので、行追加も可

所属部署名	役職名	参加者氏名

<申込み先>

〒989-6117

大崎市古川旭4丁目3-24

大崎建設産業会館 3階

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

mail : furukawa@rouki.or.jp

TEL : 0229-23-2257

FAX : 0229-23-2259